

令和2年度 観光客の心に響く 滞在型地域創造事業補助金

観光客の心に響く

検索

公募締切

R2

12/25

特色ある宿泊体験（民泊、古民家活用）を中心に地域資源を活用したコンテンツ（観光素材）づくりやこれらを結び付けた魅力ある滞在エリアの創造に取り組む皆様を支援します！

魅力ある宿泊体験
メニュー創造事業
(宿泊事業者向けメニュー)

＜補助対象経費＞

地域資源を活用した特色ある商品、サービス等の企画・開発／ホームページ・パンフレット等情報発信／許認可申請経費／火災報知設備設置 等

補助金上限額50万円
(補助率：県2/3)

■補助金を利用できる方

□宿泊事業者

農家の自宅等を活用して家主居住型で農山漁村等地域における自然・伝統等の観光素材と組み合わせた体験を提供する民泊等施設※を新規に開業する者及び既に開業している者

※「民泊等施設」・・・住宅の一部又は遊休施設を活用して宿泊の用に供する施設のうち、もっぱら観光客等のために家主居住型で宿泊を提供する施設

□民泊推進協議会

鳥取県内の周辺地域で教育旅行等の民泊受入れに取り組む2者以上（個人を含む）で構成される連携事業者

□市町村

－令和3年2月28日までに完了する事業に限ります－
－公募締切前であっても予算がなくなり次第終了となります－

魅力ある滞在エリア
創造支援事業
(民泊推進協議会向けメニュー)

＜補助対象経費＞

地域ぐるみで「おもてなし」を向上させる取組／エリア内での滞在時間を増やす取組／エリア内における受入家庭確保のための掘り起こしに要する経費 等

補助金上限額60万円
(補助率：県2/3)

魅力ある滞在施設整備事業

＜補助対象経費＞

その宿を訪れることが旅の目的となる民泊施設の内装・外装の改修／資材の購入、洗面所・トイレの改修 等

補助金上限額200万円(県)
〔補助率：県1/3〕
〔市町村1/6以上〕

■手続きの流れ

申請者

[毎月月末]

中山間地域政策課へ事業計画書を提出

県

[応募翌月中～下旬]
提案内容審査(ヒアリング)
⇒採択・非採択の通知

申請者

[採択通知後14日以内]
中山間地域政策課へ交付申請書を提出

県

[応募翌月下旬～翌々月上旬]
申請内容審査
⇒交付決定通知
⇒事業着手が可能

【申込み・問い合わせ先】

鳥取県地域づくり推進部中山間・地域交通局中山間地域政策課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 電話：0857-26-7129 ファクシミリ：0857-26-8107

E-mail：chusan-chiikiseisaku@pref.tottori.lg.jp

https://www.pref.tottori.lg.jp/283872.htm

※募集要領・応募様式は上記ホームページからダウンロードできます。

